

福島市汚水処理施設整備等長期計画



左 「福島わらじまつり」デザインマンホール

右 「古関裕而のまち」デザインマンホール

令和4年3月

— 目 次 —

1	長期計画策定の経緯	1
	(1) 計画策定の概要	1
	(2) 計画の位置づけと期間	2
2	汚水処理施設の現状と課題	5
	(1) 汚水処理施設の概要と区域	5
	(2) 汚水処理施設の整備状況	6
	(3) 公共下水道	8
	(4) 農業集落排水	9
	(5) 浄化槽及び汲み取り便槽	9
	(6) 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）	10
3	汚水処理施設の整備目標	11
	(1) 汚水処理人口普及率	11
4	計画期間における汚水処理施設の整備方針	12
	(1) 公共下水道	12
	(2) 農業集落排水	12
	(3) 浄化槽及び汲み取り便槽	12
	(4) 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）	13
5	長期計画の進捗等に関する事項	15
	○用語集	17

1 長期計画策定の経緯

(1) 計画策定の概要

福島市における公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減などを目的として整備が進められ、都市基盤整備の一翼を担いながら都市の発展に貢献してきました。

福島市は、平成19年3月に汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）について効率的かつ適切に整備するための基本方針を定めた「福島市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、その後、国や県の動きを踏まえ平成27年に下水道事業のあり方や今後の進むべき方向性を明らかにした「福島市下水道ビジョン」を策定しました。

現在、市街化区域及び市街化区域に住宅地が連担する市街化調整区域を、福島市公共下水道全体計画区域（以下、「全体計画区域」という）と定めて事業を進めていますが、全体計画区域の整備を完了するには多くの費用と長い時間が必要になり、人口減少など急速な社会情勢の変化が予見される中で、下水道を始めとした汚水処理施設整備のあり方が問われています。また、下水道事業等の透明性向上及び経営の健全化を図り効率的で安定的な事業経営を行うことを目的として、地方公営企業法の一部（財務規定等）を平成28年度から適用しています。

より効率的な汚水処理施設の整備・管理運営を、適切な役割分担のもと計画的に実施していくため、「福島市汚水処理施設整備基本構想」を見直し、新たに「福島市汚水処理施設整備等長期計画（以下、「長期計画」という）を策定します。

(2) 計画の位置づけと期間

①「第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン」

福島市は、令和3年3月に「第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン」を策定しました。この計画は、本市におけるまちづくりに関する最上位計画となり、2021年度（令和3年度）を初年度とし、2025年度（令和7年度）を目標年次とした5年間の本市の新たなステージへの道筋を描き、その着実な実現に向けた新たなまちづくり全体の指針となります。汚水処理施設の整備は、個別施策の一つである「環境の保全」に位置づけています。

【目指すべき将来のまちの姿】

人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市
～世界にエールを送るまち ふくしま～

【目指すべき将来のまちの姿を実現するための視点】

- 福島らしさを生かした新ステージの形成
- 持続可能性の実現**
- 多様性の尊重
- 県都としての責務
- ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

【基本方針】

- 子どもたちの未来が広がるまち
- 暮らしを支える安心安全のまち
- 次世代へ文化と環境をつなぐまち**
- 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- 効率的で質の高い行財政経営

【重点施策】

- 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築**

【個別施策】

- 環境の保全**

(出典：第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン)

【福島市人口ビジョン】

福島市における国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠した将来人口推計は、2040年（令和22年）に226,845人となります。

福島市人口ビジョンでは、人口減少対策と地域活性化の施策展開により、2040年（令和22年）の人口を約245,000人にすることを目標としています。

長期計画においては、より人口減少が進んだ状況を想定し、将来人口推計を基としました。

表1 将来人口推計と人口目標

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
将来人口推計	294,247	285,196	271,653	257,586	242,656	226,845
人口目標	294,247	285,196	273,933	263,812	254,430	245,536

（出典：第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン）

②計画の位置づけ

長期計画は、「第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン」に定める将来のまちの姿の実現に向け、汚水処理施設の効率的な整備・管理運営や適切な役割分担についての総合的な計画を策定するものです。

なお、今回策定した長期計画は福島市下水道ビジョンに反映します。

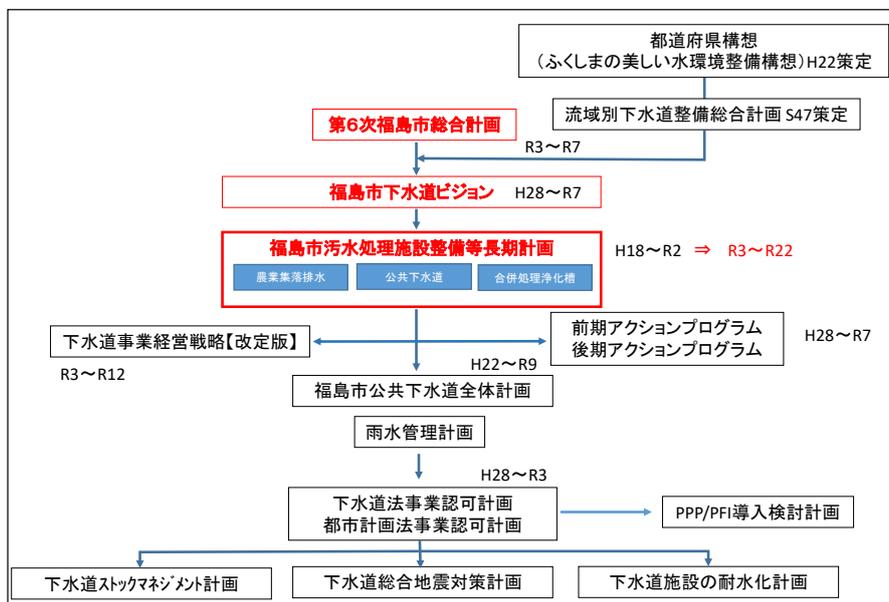


図1 各種計画との相関図

③計画の期間

計画期間は、2021年（令和3年度）から概ね20年先の長期的な期間を見据え、2040年（令和22年度）までとし、5年から10年程度の短期・中期的な目標を定めます。

なお、短期・中期的な期間において、社会情勢の変化やこれまでの実績、事業の進捗状況などを把握し課題を捉えながら柔軟に見直し等の対応を行います。

- 短期的な目標年度:2026年（令和8年度）
- 中期的な目標年度:2030年（令和12年度）※福島市下水道事業経営戦略の目標
- 長期的な目標年度:2040年（令和22年度）※長期計画の目標

④10年概成に向けた国の方針

国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、平成26年1月に策定した「持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮に入れた污水处理施設の整備手法の徹底的な見直しを行い、今後10年程度（令和8年度まで）で、污水处理施設が未整備の区域における達成目標を「污水处理人口普及率又は下水道整備進捗率95%以上の達成」とした、計画の策定が位置付けられました。

⑤福島市公共下水道全体計画区域（全体計画区域）

福島市公共下水道全体計画区域は、公共下水道の整備を行うため人口や産業の動向を把握し、将来的な公共下水道の配置計画や整備区域などの方向付けを定めた基本となる計画に位置付けられた区域です。

策定にあたっては、福島県が策定した「阿武隈川流域別下水道整備総合計画」を基に、昭和60年に「福島市公共下水道全体計画」を策定し、社会情勢や土地利用の動向を踏まえ平成13年11月と平成22年3月に区域の見直しを行っています。

⑥福島市公共下水道事業認可区域（以下、「事業認可区域」という）

福島市公共下水道事業認可区域は、全体計画区域のうち概ね5～7年の間に整備すべき区域について「福島市公共下水道事業計画」を定めて、順次整備していく区域です。

福島市では、事業実施にあたり都市計画法・下水道法に基づく事業認可を福島県知事から受けています。

2 汚水処理施設の現状と課題

(1) 汚水処理施設の概要と区域

汚水処理施設は、「集合処理施設」と「個別処理施設」に大別されます。

「集合処理施設」は、各家庭及び事業所等からの汚水（し尿（トイレで使った水）や生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水））を管渠により終末処理場に集め処理する方式で、本市では公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）・農業集落排水・民間開発に伴う集合処理（コミュニティプラント）があります。

「個別処理施設」は、各家庭及び事業所等からの汚水を戸別に設置された浄化槽で処理する合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽と、し尿のみを貯留する汲み取り便槽があります。

長期計画は、福島市の全域を対象とし、主に市街化区域では公共下水道、一部の農業を振興する地域の住宅が連担する地区は農業集落排水で、その他の地区は合併処理浄化槽を組み合わせ、汚水処理施設の整備を進めています。

表2 汚水処理施設の概要と区域

種 別		概 要
		区 域
集合処理施設	公共下水道	主として市街地におけるし尿や生活雑排水などの汚水を管渠により集め、終末処理場で処理する方式
		主に市街化区域などの市街地
	特定環境保全公共下水道	公共下水道の一種
		市街化区域以外の区域で自然公園区域内であるなど、一定の要件を満たす区域（本市では土湯温泉町が該当）
	農業集落排水	農村集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を管渠により集め、処理場で処理する方式
農業を振興すべき地域内の農村集落（本市では小田地区・山口地区が該当）		
民間開発に伴う集合処理（コミュニティプラント）	新規に造成される団地や既存の集落等の定住地域におけるし尿や生活雑排水などの汚水を管渠により集め、共同浄化槽により処理する方式	
	特に制限なし （本市ではしのぶ台・月の輪台が該当）	
個別処理施設	合併処理浄化槽	各家庭などから排出されるし尿や生活雑排水などを、戸別に設置した浄化槽で処理する方式
		集合処理施設が整備される区域以外の区域
	（単独処理浄化槽）	各家庭などから排出されるし尿のみを戸別に設置した浄化槽で処理する方式 （生活雑排水は処理しない） ※現在は新設が禁止されている
（汲み取り便槽）	し尿を家庭の便槽に貯留し、バキューム車などで汲み上げ処理施設へ運搬し処理する方式 （生活雑排水は処理しない）	

(2) 汚水処理施設の整備状況

令和元年度末時点における汚水処理人口普及率は87.2%となっており、約35,000人が公共下水道が未整備のため接続できない若しくは、合併処理浄化槽を使用していない状況にあります。なお、種別ごとの進捗状況は表3のとおりです。

表3 汚水処理施設の整備状況（令和元年度末時点）

種別	処理区 地区	全体計画区域		事業認可区域		整備実績			普及率 (%)	未処理 人口 (人)
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	普及 人口 (人)	整備率 (%)		
公共下水道	単独公共 (※1)	6,275	231,109	4,329	196,928	3,898	182,788	90.0	66.3	●認可内 14,140
	流域関連 (※2)									
	特環公共 (※3)	20	263	20	263	19	263	95.0		
	小計	6,295	231,372	4,349	197,191	3,917	183,051	90.1		
農業集落排水	小田地区	99	1,055	99	1,055	99	1,055	100	0.8	●認可外 21,136
	山口地区	213	1,196	213	1,196	213	1,196	100		
	小計	312	2,251	312	2,251	312	2,251	100		
浄化槽	合併処理 浄化槽	—	42,383 ※行政人口からの 差し引き	—	76,564 ※行政人口からの 差し引き	12,873 (基)	55,428	—	20.1	
合計		行政人口 276,006 人					240,730		87.2	35,276

※1 単独公共…単独公共下水道の略

※2 流域関連…流域関連公共下水道の略

※3 特環公共…特定環境保全公共下水道の略

福島市汚水処理施設整備等状況図

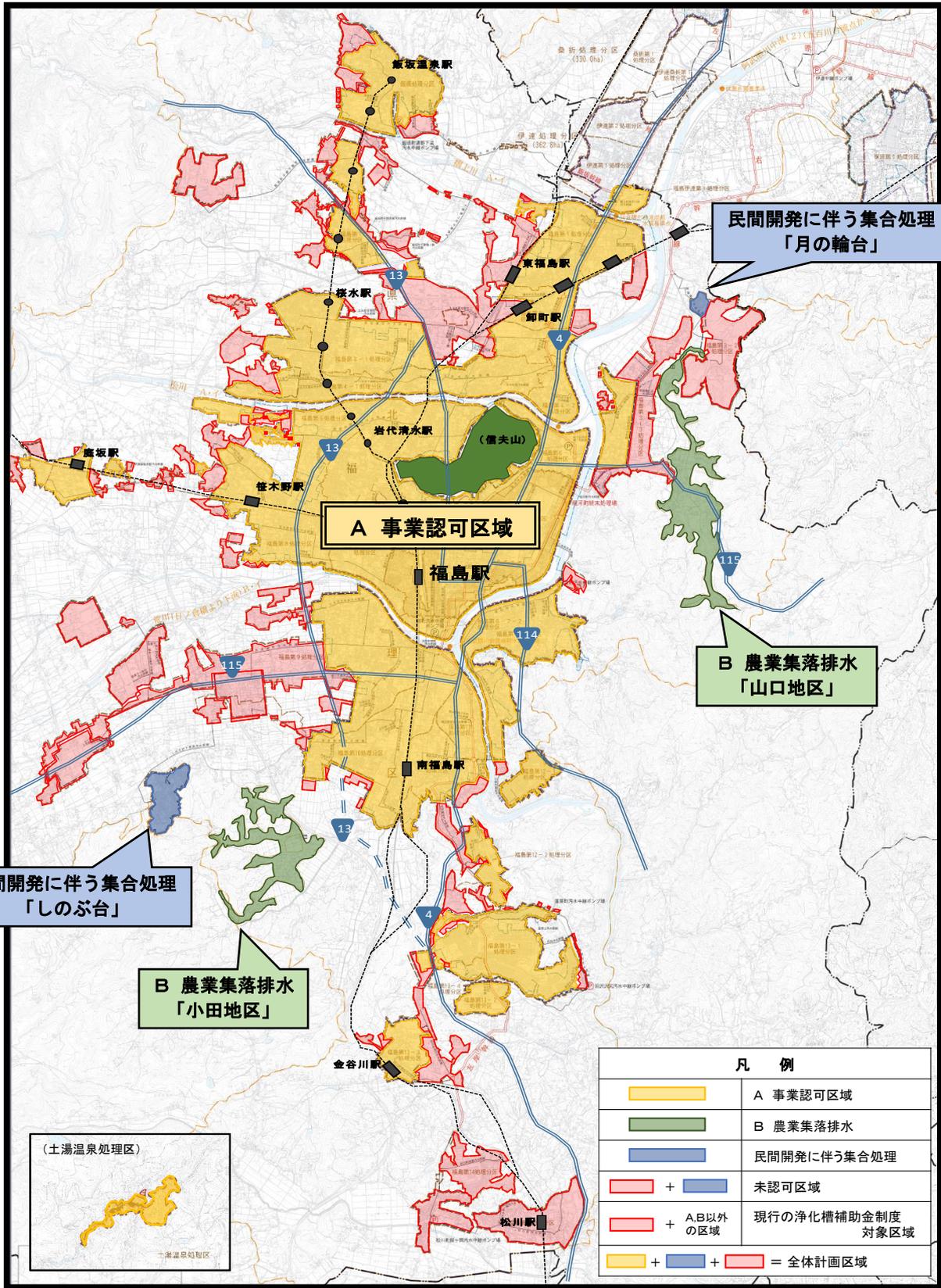


図2 福島市汚水処理施設整備等状況図

(3) 公共下水道

福島市の公共下水道は、昭和 38 年より整備を開始し、令和元年度末時点で面積約 3,917ha、延長約 1,088 km もの管渠を整備しています。

都市計画法・下水道法に基づく事業認可を取得し、4,349ha の公共下水道整備を推進していますが、令和元年度末時点で残面積が 432ha あり、現在の事業費で進捗した場合の残整備期間は約 20 年かかると見込まれます。全体計画区域内には約 1,946ha の未認可区域があり、これらの区域を全て整備するには更に約 90 年もの長い時間を要することから、将来的な人口減少を見据えた中で、これまで以上に効果的かつ効率的な公共下水道の普及推進が求められています。(図 3 参照)

また、標準的な耐用年数を超えている施設も増加し、老朽化した施設の改築・更新などにも多くの費用が必要となることから、汚水処理施設の整備を進めるうえでも効率的な維持管理が求められています。(図 4 参照)



図 3 福島市における汚水処理施設の概要図 (令和元年度末時点)

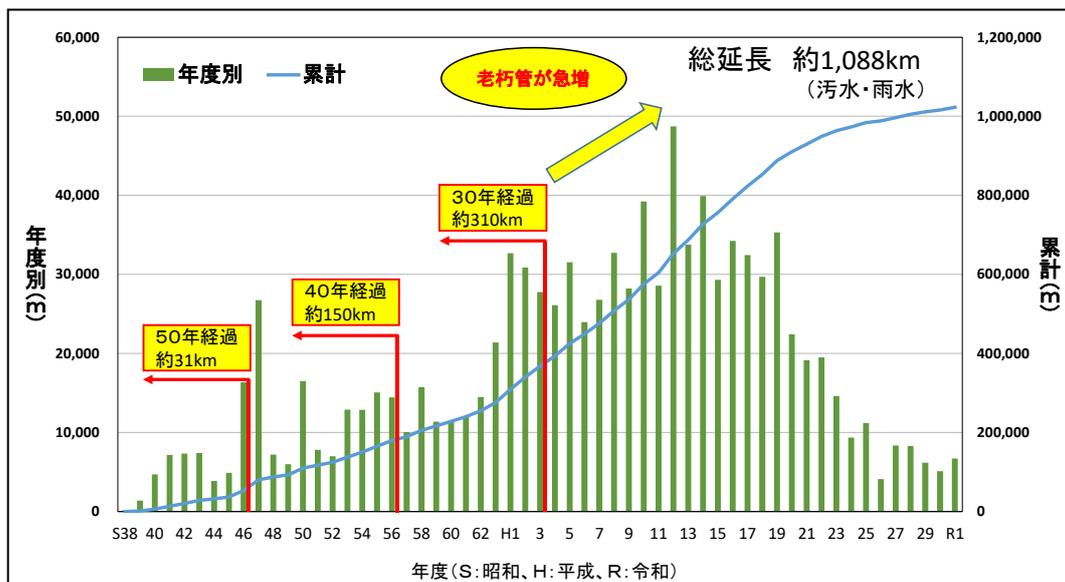


図 4 管路施設の年度別管理延長

(4) 農業集落排水

福島市では、農村地域の生活環境の改善と農業用水の水質改善を目的に、「小田地区」と「山口地区」の2か所を整備しました。小田地区は平成7年に、山口地区は平成10年に事業を開始しましたが、運用開始から20年以上経過したことで処理施設や管渠の老朽化等による大規模な改築・更新が必要となり、維持管理費の増大が見込まれるため、効率的な維持管理が求められています。

(5) 浄化槽及び汲み取り便槽

①合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、処理機能が優れ公共下水道と同等の処理機能を有しているほか、整備に時間を要する公共下水道に比べ早期に水洗化が可能となります。

福島市では「福島市浄化槽補助金制度」を設け、事業認可区域外に合併処理浄化槽を設置した個人に対して設置費等の一部を補助することで、公共用水域の水質保全並びに公衆衛生の向上を図っております。(図5参照)

なお、合併処理浄化槽の設置者(市民や事業所等)は、公共用水域の水質保全並びに公衆衛生の向上を図る観点から、し尿及び生活雑排水の適正な処理が法により義務付けられているため、適正な維持管理が必要です。

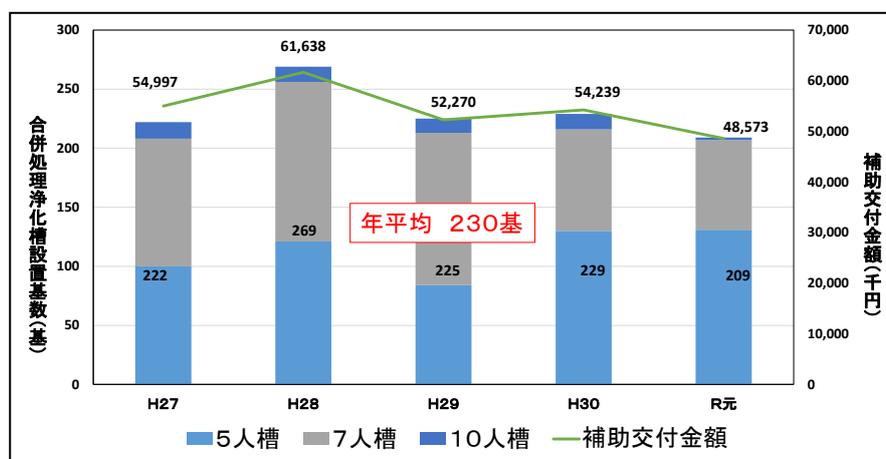


図5 合併処理浄化槽の補助金交付基数

②単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、平成12年の浄化槽法改正により平成13年4月1日以降新規に設置することが出来なくなりました。しかしながら、福島市内全域では令和元年度末時点で約35,000人が単独処理浄化槽や汲み取り便槽を今なお使用しており、特に住宅が密集する市街地等において側溝や水路にヘドロが堆積し、悪臭の発生や水質の悪化等が生じるおそれがあります。

このような事象を防止するため、公共下水道が整備される区域においては下水道への接続を推進し、その他の区域では、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

③汲み取り便槽

汲み取り便槽は、単独処理浄化槽と同様の課題があることから、公共下水道が整備される区域においては下水道への接続を推進し、その他の区域では、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

(6) 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）

大規模な民間開発に伴い設置者が整備した集合処理施設（コミュニティプラント）は、福島市内で「しのぶ台」と「月の輪台」があります。「しのぶ台」は昭和60年、「月の輪台」は平成5年に運用を開始しており、施設管理者により地域ごとの運営・管理を行い、関係法令に基づく適正な排水処理に努めています。

3 汚水処理施設の整備目標

(1) 汚水処理人口普及率

福島市では、行政人口に占める汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の処理人口の割合である「汚水処理人口普及率」について、短期・中期・長期の目標値を表4のとおり設定します。

今後、汚水処理施設の整備を推進し、令和12年度末までに「汚水処理人口普及率」95%以上を達成することで、将来にわたり、公衆衛生の向上による良好な生活環境を創出するとともに、河川等の公共用水域の水質保全に資することにより健全な水循環を維持していきます。

表4 汚水処理施設の整備目標

	令和元年度末 (基準年度)		令和8年度末 (短期目標)		令和12年度末 (中期目標)		令和22年度末 (長期目標)	
	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)
行政人口(※1)	276,006		258,774		247,942		218,352	
汚水処理人口計	240,730	87.2	238,590	92.2	236,216	95.3	218,352	100.0
集合処理人口(※2)	185,302	67.1	181,654	70.2	178,423	72.0	162,037	74.2
個別処理人口(※3)	55,428	20.1	56,936	22.0	57,793	23.3	56,315	25.8
未処理人口	35,276	12.8	20,184	7.8	11,726	4.7	0	0

※1 行政人口…長期計画の行政人口は、令和元年度末時点の住民基本台帳人口を基準とし、令和8年度以降の人口を、2020人口ビジョンの「将来人口推計」で推計された減少率を基に換算した。
 なお、福島市下水道事業経営戦略と整合を図っている。

※2 集合処理…公共下水道、農業集落排水、民間開発の集合処理施設（コミュニティプラント）

※3 個別処理…合併処理浄化槽

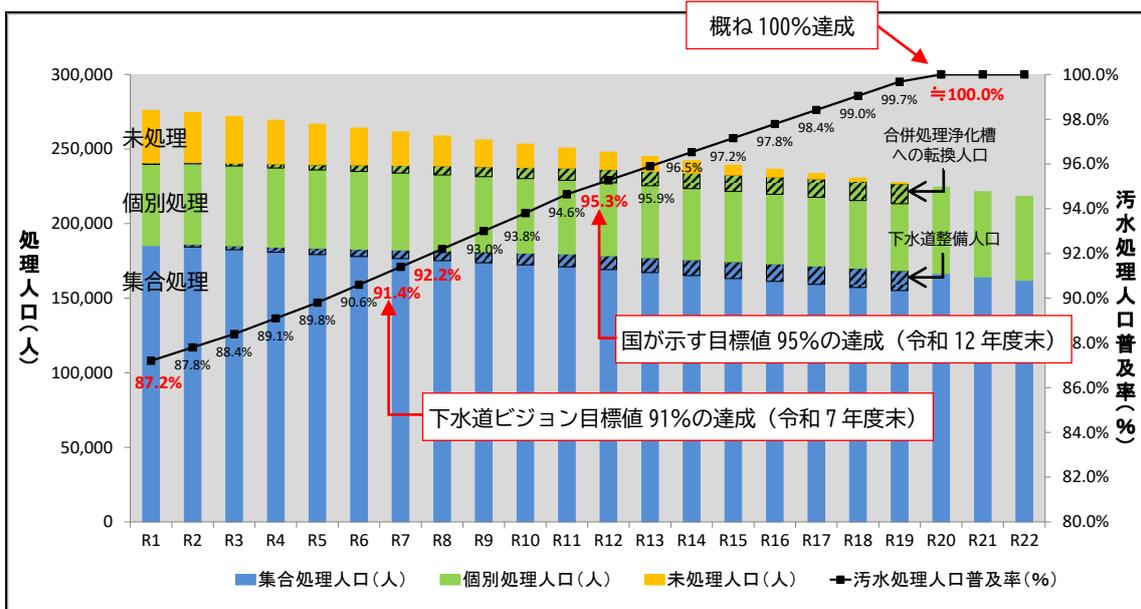


図6 汚水処理施設の整備目標 (グラフ)

4 計画期間における汚水処理施設の整備方針

(1) 公共下水道

公共下水道事業については、現行の事業認可区域内での整備を基本とします。

なお、それ以外の区域については、公共下水道事業の整備期間が長期にわたることから、公共下水道以外の汚水処理施設の設置等を促進し公共用水域の保全等を図ります。

整備においては、市民のニーズや既存の合併処理浄化槽整備状況等を踏まえ、整備効果の高い区域について優先的に整備するとともに、新技術の採用等によるコスト縮減対策、官民連携による事業手法の検討等により、効率的な事業執行に努めます。

また、事業執行における限られた財源を有効に活用するために、公共下水道への接続推進を図りながら、利用者の視点での適正な維持管理の推進や効率的な施設の改築・更新を行い、総合的な維持管理費用の削減に努めます。

短期的目標 : 国で示す汚水処理の10年概成(令和8年度)を踏まえ、人口密度が高い区域などの地域特性を考慮しながら整備を進めます。

中・長期的目標 : 区域の人口構成を踏まえ、公共下水道への早期接続などが見込まれる区域を見極めながら整備を進めます。

ストックマネジメント計画に基づき、施設に異常が発生する前に整備を行うことで、効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(2) 農業集落排水

農業集落排水は、今後改築・更新の時期を迎え維持管理費の増大が見込まれ、汚水処理の効率化を図り安定した事業経営を行う上でも公共下水道への接続など汚水処理施設の統廃合は有効ですが、整備の時期や財源の確保などの課題も多いことから、当面はもっとも効率的な管理・運営に努め、公共下水道へ統合を行うのか単独の管理運営を行うのか、早期に検討を行っていきます。

短期的目標 : 施設の点検・調査に基づくストックマネジメントの導入検討や、区域の人口動向等を踏まえ公共下水道へ統合を行うのか引き続き単独の管理運営を行うのか、関係機関と協議を行います。

中・長期的目標 : スtockマネジメントの導入により、施設に異常が発生する前に整備を行うことで、必要な機能を持続させ効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(3) 浄化槽及び汲み取り便槽

事業認可区域以外については、合併処理浄化槽の整備を促進します。

現在の合併処理浄化槽は、民間開発も含め個別処理により年間約300基整備されていますが、現行の事業認可区域以外は既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽について、

時間軸を考慮した合併処理浄化槽への更なる転換を促進します。

今後は、事業認可区域外の市街化区域において、合併処理浄化槽の整備促進と安定した水質確保を促すため、新たに「合併処理浄化槽整備重点地区」を設け、当該地区における補助制度の拡充を検討し、年間の整備基数を更に約100基増やすことを目指します。

なお、合併処理浄化槽の施設機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理を促します。

短期的目標 : 事業認可区域以外の住宅が密集する市街化区域について、新たに重点地区を設け整備を促進します。

中・長期的目標 : 区域の人口動向を踏まえ、認可区域以外の市内全域において整備を促進します。

(4) 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）

民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）は、施設管理者と水質等必要な情報を共有し、法令にのっとり将来にわたり安定した水質管理の確保につながるよう、連携しながら適切に対応してまいります。

短・中・長期的目標 : 施設管理者等と連携しながら、将来にわたり適切な排水管理の維持に努めます。

福島市汚水処理施設整備等方針図

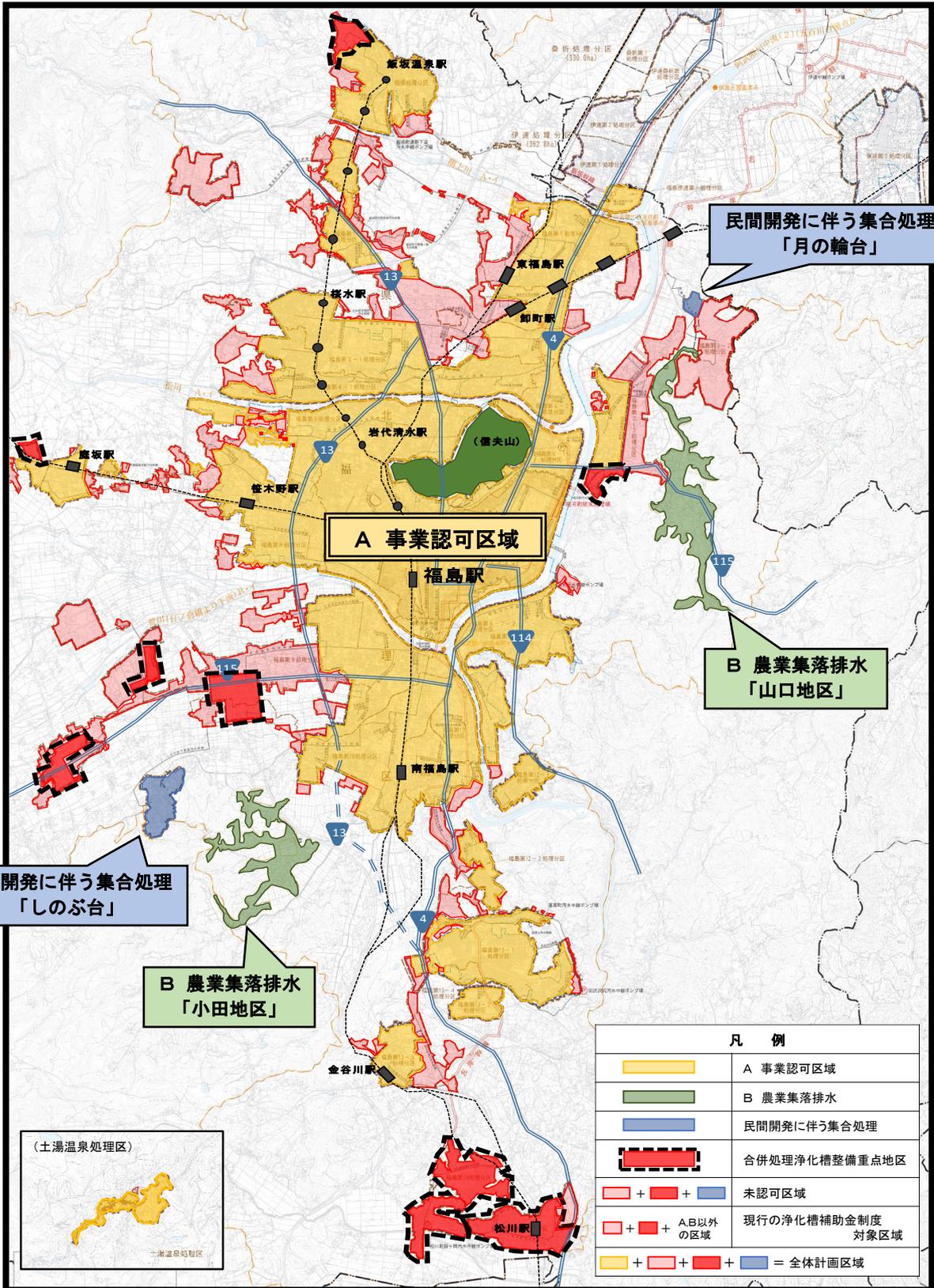


図7 福島市汚水処理施設整備等方針図

5 長期計画の進捗等に関する事項

長期計画の実現に向けて、毎年度、整備目標の達成状況を評価し進捗管理を行うとともに、ホームページで公表する等市民の皆様へ情報開示に努めます。

また、概ね5年ごとのPDCAサイクル（①計画の構築（Plan）、②事業実施（Do）、③目標達成状況の確認・検証（Check）、④見直しの改善（Action））を行い、必要に応じて見直しを図ります。

なお、汚水処理施設を取り巻く社会情勢の変化や技術革新などにより、必要に応じて計画の改定や見直しを図ります。

用語集

用語		用語解説
ア	阿武隈川流域別下水道整備総合計画	下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で都道府県が策定する。
オ	汚水処理施設	家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のこと。
	汚水処理人口普及率	行政人口に対する、汚水処理施設（下水・農業集落排水・合併処理浄化槽等）の処理人口の割合。
カ	改築	対象施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	合併処理浄化槽整備重点地区	当面公共下水道が整備されない、事業認可区域以外の住居系の市街化区域について、合併処理浄化槽の整備を促進し公共用水域の保全等を図る地区。
	管渠	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた管渠）と開渠（地上部から見える水路等）に区分される。
	官民連携	官庁と民間企業が協働して公共サービスを提供するための方法。
ケ	下水道整備進捗率	下水道全体計画区域内人口に対する、下水道整備人口の割合。
コ	公共用水域	河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域、及びこれに接続する水路のこと。
	更新	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。（対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という。）
	国立社会保障・人口問題研究所の推計手法	人口変動要因である出生、死亡、国境を跨ぐ人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計する手法。
	コミュニティプラント	新規に造成される団地や、既存の集落等、定住地域を中心にし尿や生活雑排水を公共用水域に放流できるよう処理する共同浄化槽で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条1項で定められたし尿処理施設で、「浄化槽法」第二条1項で定められた浄化槽以外のものをいう。

用語		用語解説
シ	市街化区域	すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的とし市街化を抑制する区域。
	事業認可	公共下水道の管理者が公共下水道を設置にあたりあらかじめ都道府県知事の許可を受けること。
	持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県マニュアル	都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想（市町村全域における、各種汚水処理施設の整備・運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施することを示す構想）を策定するための一般的な検討手順や内容を示したもの。
	浄化槽法	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を規定した法律。
	将来人口推計	将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。
ス	水質検査	浄化槽法による「水質に関する検査」のこと。施設の管理者は施設が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認を受けなければならない。
	水洗化	住宅等におけるトイレを、水洗式の衛生的な施設に変えること。
タ	第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン（福島市総合計画）	福島市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの2つの階層で構成される。基本ビジョンでは目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示している。
	耐用年数	減価償却資産（時の経過等によって価値が減っていく資産）が使用に耐える年数で、下水道施設の標準的な耐用年数は、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で概ね50年、機械・電気設備で概ね10～30年とされている。
	単独公共下水道	公共下水道のうち、処理区域内に終末処理場を有するもの。

用語		用語解説
チ	地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。
ト	都市基盤（施設）	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。
フ	福島市汚水処理施設整備基本構想	福島市の汚水処理施設整備に関して基本的な方向を明らかにし、今後の施設整備を計画的に推進することを目的とした構想。（平成 19 年 3 月作成）
	福島市下水道事業経営戦略	『福島市下水道ビジョン』に基づき各施策を実施するにあたり、投資とその財源について具体的にし、中長期的視点に立った持続可能な経営の見通しを示したもの。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。
	福島市公共下水道事業計画	全体計画区域のうち、概ね 5～7 年の間に整備すべき区域について定めた計画。
	福島市公共下水道全体計画	公共下水道整備を行うため、人口や産業の動向を把握し、将来的な公共下水道の配置計画や整備区域などの方向付けを定める基本となる計画。
	福島市下水道ビジョン	『福島市総合計画』に示される基本構想の重点施策としての「環境にやさしい美しいまちづくりの推進」を実現するため、下水道サービス維持・向上を目指し、下水道事業のあり方や今後の進むべき方向を明らかにするもの。 （平成 27 年 7 月作成）
	福島市浄化槽補助金制度	下水道整備事業認可区域、農業集落排水事業認可区域以外の地域で市税の滞納がない方に対して合併処理浄化槽の設置や既存の単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去など費用の一部を補助する制度。
ミ	民間開発に伴う集合処理	⇒ 「（コ）コミュニティプラント」参照
リ	流域関連公共下水道	公共下水道のうち、流域下水道に接続する処理区域のもの。
レ	連担	区画をまたいで建築物ないし街区が繋がっていること。
ロ	老朽化	下水道施設は管路施設・処理施設・ポンプ場施設に分類され、管路管渠は、老朽化が進行するとクラック（ひび）からの浸入水や管路の腐食が発生する。



福島市汚水処理施設整備等長期計画

令和4年3月発行

編集・発行 都市政策部下水道室（下水道建設課）

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3769（直通）

FAX 024-534-8228

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

E-mail ge-kensetsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
